

公 告 第 551 号
令和 7 年 2 月 25 日

ダイダン健康保険組合
理事長 亀井 保男



任意継続被保険者に適用する標準報酬月額について

標記の件、令和 7 年 4 月 1 日からの健康保険法第 47 条第 1 項第 2 号の規定による標準報酬月額は、下記のとおりとなりますので公告します。

記

- * 標準報酬月額 560,000 円
- * 適用年月日 令和 7 年 4 月 1 日

以上

※ 参考

当組合の令和 6 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額 (561,096 円) を、標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

- (1) 令和 6 年 9 月 30 日現在の被保険者数 2,254 人
- (2) 令和 6 年 9 月 30 日標準報酬月額総計 1,264,712 千円
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日からの適用の平均標準報酬月額
(2) ÷ (1) = 561,096 円 = 560,000 円